

昭和五十八年一月二十八日受領
答 弁 第 四 号

(質問の 四)

内閣衆質九七第四号

昭和五十八年一月二十八日

内閣総理大臣 中曾根康弘

衆議院議長 福田 一 殿

衆議院議員鈴木強君提出富士山大爆発説と東海大地震発生に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木強君提出富士山大爆發説と東海大地震発生に関する質問に対する答

弁書

一について

富士山には噴火の記録があるので、活火山である。

二及び三について

御指摘の風説には、科学的な根拠はない。

四について

御指摘のような説は、一般的に支持されていない。

五について

地震及び火山現象の観測体制については、気象庁等関係機関が相互の緊密な連携及び協力の

下に全国にわたってその整備を進めている。

東海地震については地震防災対策強化地域及びその周辺に、また、富士山の火山現象については富士山及びその周辺に、各種の観測施設を設置しており、所要の観測体制の整備を図つているところである。

六について

東海地震に係る地震予知情報には、当該地震が発生するおそれがあると認められる時期として、「二、三日以内」又は「数時間以内」のいずれかを示すこととしている。また、富士山につき異常な火山現象を捕そくしたときは、直ちに、当該現象に関する情報を発表し、関係地方公共団体の機関等に通報することとしている。

右答弁する。